

○国土交通省告示第九百六十三号

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十六号）の施行に伴い、及び道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の十八の規定に基づき、道路運送法施行規則第五十一条の十八の運行管理の責任者の講習を定める告示を次のように定める。

令和四年九月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（運行管理の責任者に受けさせなければならない講習）

第二条 施行規則第五十一条の十八の規定により特定事務所の運行管理の責任者に受けさせなければならない講習は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）第二条第二号に規定する一般講習（以下単に「一般講習」という。）とする。

2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、選任した日の属する年度の翌々年度以後二年ごとに一般講習を受講させなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 自家用有償旅客運送者は、令和四年三月三十一日までの間に選任された特定事務所の運行管理の責任者に、この告示の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、一般講習を受講させなければならない。

2 前項の規定により一般講習を受講した特定事務所の運行管理の責任者に係る第二条第二項の規定の適用については、同項中「選任した日」とあるのは、「附則第二条第一項の規定により一般講習を受講した日」とする。

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第一号に規定する講習（安全運転管理者に対するものに限る。）を受講した者は、第一項の規定により一般講習を受講した者とみなす。